

令和5年5月2日

保護者の皆様

太良町教育委員会 教育長 松尾雅晴  
太良町立多良小学校 校長 平井敏博

### 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

ご存じの通り、国は5月8日から新型コロナウイルス感染症を、現在の感染症法上の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に位置付けることとなりました。また、令和5年4月28日付けて文科省から通知が出されました。

これらを踏まえ、5月8日以降の太良町立小中学校での対応を下記のとおりとします。

#### 1 マスクの着用について

- ・太良町では、5類に引き下げられるまではマスク着用の推奨を継続するとしていましたが、5月8日以降は学校生活でのマスクの推奨を解除いたします。
  - ・学校ではマスクの着用を求めません。
- ※マスクの着用が推奨される場面では着用を勧めることがあります。

#### 2 お子様が新型コロナウイルスに感染された場合

- ・出席停止となります。
- ・出席停止の期間は、発症日翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでとなっています。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスク着用を推奨します。

#### 3 同居家族が新型コロナウイルスに感染された場合

- ・登校することが可能となります。

#### 4 その他の変更点について

- ・これまでは、お子様本人や同居家族に風邪症状(発熱、咳、咽頭痛、鼻水など)がみられる場合、医療機関の診断が明確になるまでは登校を見合わせていただいていた(出席停止扱い)が、5月8日以降は、同居家族の風邪症状による登校の見合わせはしないこととなります。
- ・合理的な理由により、感染不安で休ませたいと思われる場合は、校長の判断で出席停止が認められます。

※国や県からの対応等に変更があれば、改めて対応についてお知らせいたします。